

(70歳未満)

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考) 公費が補助する最大金額
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 +医療費比例額	247,600円	5,000円 +医療費比例額
年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400円 +医療費比例額	162,400円	5,000 +医療費比例額
年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保：旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100円 +医療費比例額	75,100円	5,000円 +医療費比例額
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	47,600円	10,000円
住民税非課税	35,400円	25,400円	10,000円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、44,400円、24,600円となる。

(70歳以上)

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考) 公費が補助する最大金額
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保・後期：課税所得690万円以上	252,600円 +医療費比例額	247,600円	5,000円 +医療費比例額
年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保・後期：課税所得380万円以上	167,400円 +医療費比例額	162,400円	5,000 +医療費比例額
年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保・後期：課税所得145万円以上	80,100円 +医療費比例額	75,100円	5,000円 +医療費比例額
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保・後期：課税所得145万円未満	57,600円	47,600円	10,000円
住民税非課税	24,600円	14,600円	10,000円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000円	5,000円	10,000円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、44,400円、14,600円、5,000円となる。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることに鑑み、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に123,800円、81,200円、37,550円、23,800円、7,300円、2,500円となる。